

I-11 いじめ防止基本方針

1 いじめ問題についての基本的な考え方

いじめは全ての学園生に関係する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての学園生が安全に学校生活を送り、安心して様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめを生み出さない体質の学校づくりに全校体制で取り組むと同時に、いじめの早期発見・即時対応・早期解決に向け、全職員の力を結集しなければならない。

また、全ての学園生がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよういじめの防止等の対策をする。いじめはいじめられた学園生の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、学園生が十分に理解できるようにする。

加えて、いじめの防止等の対策はいじめを受けた学園生の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校は国、地方公共団体、地域住民、家庭その他の関係者との連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

なお、「いじめ類似行為」（新潟県いじめ等の対策に関する条例）についても、本方針におけるいじめの防止の対策と認知及びその後の対応については同様に扱う。

2 いじめ防止のための手立て

いじめを生み出さない体質の学校づくりを推進するため、次の3つを大切にする。

- 人間関係づくりの能力等を包括した社会性の育成
- 社会性の育成や自己存在感、充実感の基盤となる「かかわり合って学ぶ授業づくり」の推進
- 一人一人が認められ、居場所や自己存在感のもてる学級づくり

(1) 小中一貫教育「社会性育成」の取組の推進

当校で育てたい社会性を育成するため、次の3つの基本方針に立ち、社会性育成プログラムを作成し、共通理解を図りながら実践していく。（※ I-9-①「社会性育成プログラム全体計画」を参照）

① 日常の教育活動全般において、9年間にわたり育てたい自己指導能力の明確化

ア 規範意識

イ 人間関係づくりの能力

ウ 困難に対して他と協力しながら問題解決を図る能力

エ 自己有用感

② 各教科、特別活動（学級活動・児童生徒会活動・学校行事・クラブ活動）、総合的な学習の時間、道徳教育（道徳科）での体験活動、具体的な活動（部活動等）と関連した指導

・基本的生活習慣…礼儀作法・挨拶

・他者とのかかわり…コミュニケーション力、感謝の気持ち

・集団や社会とのかかわり…責任感、協働性、共生意識、人権感覚

自己存在感・貢献成就感・承認感

・規範意識の獲得…マナー、モラル、適切に自分をコントロールする力（自己調整力）

③ 日常の生活指導、特別活動（学校行事）、道徳科の指導、人権教育、同和教育の指導、その他、情報モラル指導や地域ボランティア活動を育成の中核場面とする全校体制での指導

(2) 全校体制によるわかる授業づくり、かかわり合って学ぶ授業づくりの推進

社会性と確かな学力を双方向的・一体的に育成していくことを、いじめを生み出さない学校づくりの中核とする。また、**生活**指導の原点は日常の授業の充実であることを共通理解しながら、次の具体的事項を実践していくことで、確かな学力・学習意欲向上に努め、成就感や充実感の育成を図る。

① 「わかる・できるナビ」を作成し、それを活用して学習習慣と9年間の系統的な学びを支える基礎・基本の内容の定着を図っていく。

② WEB配信問題や全国学力調査問題の有効活用とシステム化（評価のためのテストから育て

るテストとしての活用)を図り、各教科の特性を踏まえておもしろさを触発する授業づくりを行う。

③ 学園生への学習支援の拡充。

④ 家庭学習の習慣化。全校での家庭学習強調習慣の設定。

(3) 一人一人が認められ、居場所や自己存在感のもてる学級づくり

次の教師の姿勢を大切にしていく。

① 「褒める、認める」事を徹底し、自信とやる気を醸成していく。

*美点凝視(学園生のよさや成長を見取り、そして語り合う教師集団)

*「成長したこと・できたこと・約束してできたことを褒める」ことを大切にする。

② 学園生や保護者の気持ちを受け止め、その気持ちに立ち、考えて行動する。

③ 日常の授業の中で、多様な学園生の考えを意味付け・価値付けしていく。

④ 話し手を見て聴き、話し手の考えに共感したり、わかったところをうなずいて聴いたりするなど、学習習慣を形成し、お互いを認め合う温かい学習集団・生活集団づくりを行う。

⑤ 日頃から学園生の悩みや気持ちを積極的に受け止め、心の通った定期的な教育相談の実施及びタイムリーな教育相談を心掛ける。(※子どもと共に1・2・3運動との連動)

⑥ 互いに感謝の気持ちで接し、伝えられるようにしていく。

(4) 情報モラル教育や命に関する指導の充実を図り、ネットトラブルや自殺の未然防止に努める。

① 「SNS教育プログラム」の実施

② 「自殺予防教育プログラム」の実施

(5) いじめ防止学習プログラムに基づく年間予定

	前期課程	合同・共通	後期課程
4月	1年生を迎える会 縦割り班顔合わせ会	あいさつ運動(通年)	双華会入会式 部活動集会 7年生を迎える会
5月	前期体育祭 学校生活アンケート(1学期)	双華会総会	学校生活アンケート (毎月末・通年) 教育相談
6月	修学旅行(6年) 自然教室(5年) 教育相談	PTCA ボランティア QU 検査	各種大会の激励会
7月	前期後期合同陸上練習(6年)	個別懇談会	球技大会
8月			応援リーダー打ち合せ 結団式
9月	市親善陸上大会(6年)		後期体育祭 新人大会激励会
10月	小学校音楽祭(5年)	文化祭(作品展)	合唱コンクール
11月	学校生活アンケート(2学期) 教育相談	大崎絆づくり集会 PTCA ボランティア QU 検査	教育相談
12月		個別懇談会	球技大会
1月			感謝の気持ちを伝える活動
2月	感謝の気持ちを伝える活動 学校生活アンケート(3学期)	双華会総会	双華会引き継ぎ式
3月		卒業証書授与式 前期課程修了式	修学旅行(8年)

3 いじめの早期発見の手立て

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることが多い。教師はこのことを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

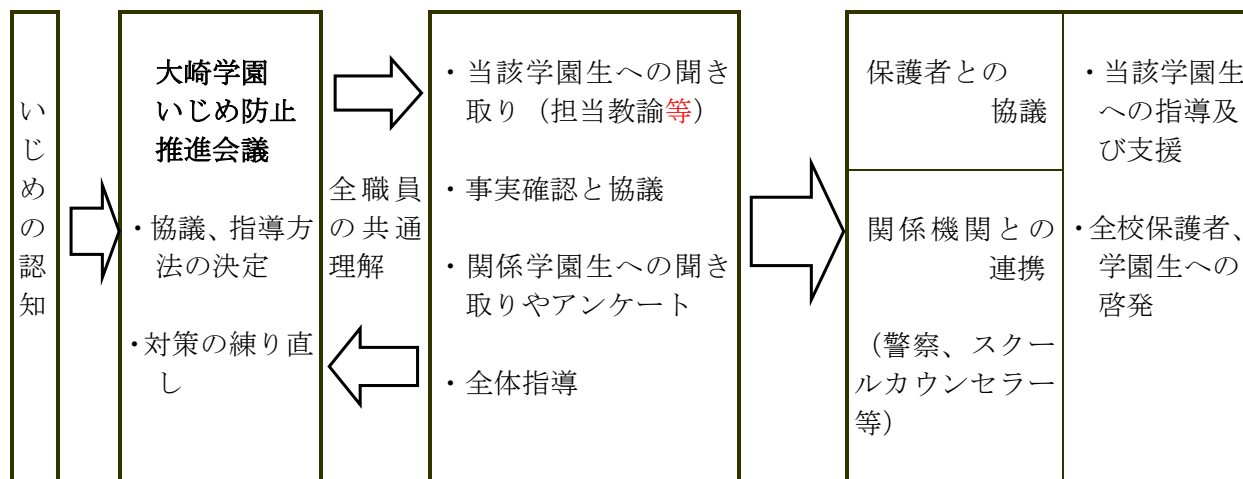
そのため、学園生の見守りや信頼関係の構築に努め、学園生が示す変化の危険信号を見落とさないようアンテナを高く保つことが重要である。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、学園生がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に努める。

- | |
|--|
| (1) 教育相談・・・定期教育相談を年に2回実施する。チャンス相談は随時行う。 |
| (2) いじめ実態調査・・・ 学期ごとに年3回 、生活アンケートを実施する。（前期）
毎月末学校生活アンケートを実施する。（後期） |
| (3) 学級実態調査・・・Q U検査の実施、Q U研修（年2回）※6・7年はHyper-Q U |
| (4) 学園生理解と情報交換・・・「今日の一言日記」を生徒理解に役立てる。運営委員会、生徒指導部会、学年部会での情報交換（後期）
隔週 の生活指導部会・職員終会での情報交換（前期） |
| (5) 外部機関との連携・・・スクールカウンセラーや三条市相談員・ SSW との情報交換
三条市適応教室 や教育委員会との連携 |
| (6) 授業前後の学園生見守り・・・教師が授業の開始前、終了後（休み時間）に教室や廊下で学園生の様子をみる時間をもつ。 |

4 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害学園生のケアを最優先に掲げ、当該学園生を守り通すとともに、加害学園生に対しては当該学園生の人格の成長を旨として、経緯や背景などの聞き取りを十分に行うなどの教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。緊急事態は速やかに教育委員会に速報を上げ、教育委員会の指示を仰ぎながらケースにより警察等の関係機関に通報・連携した対応を行う。

＊**事案の重さにより**、PTA会長（学年委員長）に管理職（学年主任）が報告する。



関係機関との速やかな連携（警察への相談・通報を含む）

＊いじめ防止推進会議の方針を学園生への直接的な支援に生かす。

＊状況に応じ、常に現状の情報が速やかに伝達されるようにする。

＊「いじめ認知報告書」または「事故報告書」を速やかに作成し、教育委員会へ報告する。

＊3ヶ月をめぐり、いじめ解消の確認を行い、教育委員会へ報告する。

5 いじめ防止のための組織

- (1) 名 称 三条市立大崎学園いじめ防止推進会議
- (2) 構成員 校長、副校長、教頭、学年主任、関係学級担任、生徒指導主事、生活指導主任
教育相談担当、養護教諭（スクールカウンセラー、スクールサポーター）
＊事案によってはP T A役員、学校運営協議会委員等特別構成員とする。

(3) 組織の具体的役割

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
- いじめの相談窓口として機能させる。
- いじめの疑いに関する情報や学園生の問題行動などに係る情報の収集と記録の共有を行い、いじめが疑われる情報があったときは、緊急会議を開いていじめ情報の迅速な共有や関係のある学園生への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核となる。

6 重大事態にかかわる対応

(1) 重大事態の意味

- ①いじめにより当校に在籍する学園生等の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当校に在籍する学園生が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- | | |
|------------------|-------------------|
| ・学園生が自殺を企図した場合 | ・身体に重大な傷害を負った場合 |
| ・金品等に重大な被害を被った場合 | ・精神性の疾患を発症した場合 など |

＊「被害」については、いじめを受けた学園生の状況に着目して判断する。

＊「相当な期間」は不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、学園生が一定期間連続して欠席しているような場合は、上記にかかわらず教育委員会又は学校の判断で迅速に調査に着手する。

また、学園生や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」、「重大事態ではない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして調査・報告等にあたる。

(2) 重大事態としての認知と調査

①重大事態の認知

学校はいじめの認知があった場合には、そのすべてを教育委員会に報告する。その中にあって重大事態で有るか否かの判断を教育委員会に仰ぐ。

②重大事態の調査及び対応

重大事態については教育委員会がその事態に対処する。そして、当該重大事態と同種の事態の発生防止のため、速やかに調査組織を設け、質問票の使用など、その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。その場合の調査の実務は当校が担当する。

教育委員会はその調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた学園生及びその保護者に対して、当該調査に係る重大事実関係等その他の必要な情報を学校と共に適切に提供するものとする。

7 その他の学校の取組

(1) 校内研修

- ・道徳、人権教育、同和教育、生徒指導（QU）
- ・スクールカウンセラーによる **カウンセリングについての相談**

(2) P T Aとの連携

- ① P T A総会（年 1 回、全保護者、全教職員対象）
 - ・各学年の様子等を保護者に報告と情報収集
- ② P T A評議員会
（会長、副会長、会計監査、専門部委員長、学年委員長、地区代表、前会長、校長、会計幹事）
 - ・各学年の様子等を評議委員会で報告と情報収集
- ③ P T C Aボランティア（保護者、教職員、学園生、地域住民）
 - ・保護者、教職員、学園生による花いっぱい運動のプランターの設置および撤去（5、11月）
- ④ P T C A合唱（保護者、教職員、地域住民）※実施の可否については状況をみて判断する。
 - ・保護者と地域住民、職員で合唱練習（交流と情報収集、9月～10月）
 - ・後期課程の合唱コンクールへの参加
- ⑤ 学年懇談会（学年の保護者、学年の教職員）
 - ・P T A主催（保護者、学年職員参加）
- ⑥ 個別懇談会（7月 12月 全家庭対象）
- ⑦ 学園だよりと学年だより、P T Aだよりの発行
 - ・学園生の様子等を保護者に情報提供（**学園だよりは地域に回覧する。プライバシーに配慮**）
- ⑧ 交通安全指導
 - ・P T A生活委員会中心（各地区前期保護者全員）による登下校時安全パトロール（通年）

(3) 教育委員会や警察との連携

- ・いじめの報告と対応の検討

8 いじめ防止基本方針等の評価（P D C A）

- いじめ防止等にかかる上記の取組について、「いじめ防止推進会議」において、P D C Aサイクルにより、以下の取組の評価と改善を毎年行う。
- ・学校評価アンケートの実施（教職員、学園生、保護者）
 - ・いじめの防止等に向けた取組の検証と改善
 - ・いじめの防止等に向けた取組について学校評価の結果を教育委員会及び保護者・地域に報告

いじめの正確な認知について ―いじめの定義の正しい理解―

【いじめ防止対策推進法 第2条 定義】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【新潟県いじめ等の対策に関する条例 第2条2】 ※令和2年12月25日制定

この条例において「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性（がいぜんせい）の高いものをいう。

※蓋然性（がいぜんせい）とは、「多分そうなるだろう」という可能性の程度のこと。

例：SNS等で悪口を書き込まれたことについて、書かれた本人が知らないとしても、その行為を本人が知ったときに、いやな思いをする可能性が高い場合。